

# 総務省対処方針

平成 21 年 10 月 1 日

総務省新型インフルエンザ対策本部

新型インフルエンザ対策について、本日改定された政府の基本的対処方針に従い、総務省は、当面以下の措置を講ずる。

## 1. 基本的な考え方

新型インフルエンザ（A/H1N1）対策は、国家の危機管理上の重要課題であるとの認識のもと、国民の安全・安心の確保に万全を尽くす必要がある。

このため、国内での感染拡大を防止するため、国民への情報提供や関係者との情報共有及び連携を図りつつ、所要の取組を迅速かつ適切に実施する。

## 2. 取組事項

### ① 省内体制の確立

適切かつ迅速な対応が可能な体制、消防庁緊急対策本部の設置、関係者への情報提供及び所要の指示・要請、総務省業務継続に向けた取組み

### ② 国内の感染拡大防止措置の周知・要請

地方公共団体、関係団体等に対する助言・要請

事業者に対する事業運営における感染機会を減らすための工夫の要請

### ③ 地方公共団体における警戒態勢の強化等

地方公共団体の警戒態勢強化、地方公共団体の積極的な取組の要請、地方公共団体との情報共有、ワクチン接種に関する地方公共団体への財政支援

### ④ 社会機能維持に関わる事業者等に対する注意喚起等

事業者に対する情報提供、放送・通信・郵便事業者等に対する注意喚起

### ⑤ 総務省職員等に関する対応

### ⑥ その他